

提案書作成要領

本業務における提案書作成要領は次のとおりです。

1 件名

(仮称) 相模湖系導水路(川井接合井から西谷浄水場)改良事業に伴うDBアドバイザー業務委託

2 業務の内容

別紙「業務説明資料」のとおり

3 参加に関わる手続き

(1) 参加意向申出書の提出

ア 提出期限 令和元年11月25日(月) 午後5時まで(必着)

イ 提出先 横浜市水道局施設部建設課設計係 担当:加藤、原田、秀坂
〒240-0046 横浜市保土ヶ谷区仏向西4番1号 西谷第2分庁舎4F
(電話番号) 045-331-5560
(ファックス番号) 045-332-1494
(電子メール) su-kensetsu@city.yokohama.jp

ウ 提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は書留郵便とし、期限までに到着するように発送してください。)

- (注意)
- ・提出期限を過ぎた場合は受け付けません。ただし、郵送の場合で配達業者の事由により到着が遅れた場合は、その証明をもって受け付けます。
 - ・郵送の場合は、発送後に必ず提出先まで電話連絡を行ってください。
 - ・持参の場合は、平日午前9時から正午、あるいは午後1時から午後5時の間に提出先にて受け付けます。

エ 提出書類

- (ア) 参加意向申出書(横浜市水道局委託に関するプロポーザル実施取扱要綱第1号様式) 1部
- (イ) 共同企業体協定書兼委任状(本要領第8号様式) 1部
※特定共同企業体を結成する場合、提出してください。
- (ウ) 受託実績等を証明する書類等、提案資格を有していることが確認できる資料 1部
- (エ) 提案資格確認結果通知書等の返信用封筒 1枚
※定形サイズの封筒を使用し、通知書等郵送先の宛先を明記のうえ、84円切手を貼付してください。

(2) 提案資格確認結果の通知

参加意向申出書を提出した者のうち、提案資格が認められた者及び認められなかった者に対して、その旨及びその理由を提案資格確認結果通知書により通知します。

なお、提案資格を有することが確認できた場合は、併せてプロポーザル関係書類提出要請書を送付いたします。

ア 通知日 令和元年11月29日(金)までに行います。

イ その他 提案資格が認められなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により資格が認めら

れなかった理由の説明を求めることができます。

なお、書面は横浜市水道局が通知を発送した日の翌日起算で、横浜市水道局閉庁日を除く5日後の午後5時までに参加意向申出書提出先まで提出しなければなりません。横浜市水道局は上記の書面を受領した日の翌日起算で、横浜市水道局閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答します。

(3) 提案資格

本プロポーザルの提案資格を有する者は、ア又はイのいずれかの条件を満たす者とします。

なお、ウについては、単体企業及び分担履行方式による特定共同企業体のいずれの場合も要件を満たす必要があります。

ア 単体企業の場合は、次の条件を全て満たすこと。

(ア) 令和元・2年度の横浜市一般競争入札参加有資格者名簿（設計・測量等関係）に登載され、かつ、その内容が次のa及びbの条件を全て満たすこと。

なお、上記に定める横浜市一般競争入札参加有資格者名簿に登載されていない者及び横浜市一般競争入札参加有資格者名簿に登載されているが当該契約に対応するとして定めた種目及び細目について登録が認められていない者において、プロポーザル参加意向申出書を提出した時点で、当該契約に対応するとして定めた種目及び細目に、現に申込み中であり、受託候補者を特定する期日までに登録が完了している場合は、提案資格を有するものとする。

a 種目（905：建設コンサルタント等の業務）の細目（B：建設コンサルタント・PFI）について登録されていること。

b 種目（903：土木設計）の細目（G：上水道等の設計）について登録されていること。

(イ) 次の条件を満たすこと。

平成16年4月1日以降に完了した、官公庁又は一部事務組合発注の上水道、下水道、その他これに類似する施設の新設、増設又は改造において、発注支援業務（例：PFI、DBO、DB等に関わるアドバイザー）を元請けとして履行した実績があること。

※発注支援業務を行ったことが確認できる資料（業務仕様書、契約書、雑誌掲載記事等の写し等、発注機関や施設の規模が分かる資料）を添付してください。

(ウ) プロポーザル参加意向申出書の提出期限から受託候補者の特定の日までにおいて、横浜市指名停止等措置要綱（平成16年4月1日制定、平成31年4月1日一部改正）の規定による指名停止を受けていない者であること。

イ 分担履行方式による特定共同企業体の場合、次の条件を全て満たすこと。

(ア) 当該業務を共同連帯して行うことを目的に、当該委託契約を種目又は細目別に分担した者が構成員（2者以内）となっていること。

(イ) 特定共同企業体は、ア(ア) a及びbのいずれか又は両方の条件を満たす者で構成し、ア(ア) a及びbの条件を全て満たすこと。

(ウ) 特定共同企業体の構成員のうち、1者以上はア(イ)の条件を満たすこと。

(エ) 全ての構成員はア(ウ)の条件を満たすこと。

ウ 特定共同企業体の各構成員は、他の特定共同企業体の構成員になっていないこと。また、特定共同企業体の構成員は、単体企業として参加していないこと。

4 質問書（本要領第1号様式）の提出

本要領等の内容について疑義のある場合は、次により質問書の提出をお願いします。質問内容及び回答については、提案資格を満たす者であることを確認した全者に通知します。

なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要です。

- (1) 提出期限 令和元年12月9日（月） 午後5時まで（必着）
- (2) 提出先 3(1)イと同じ
- (3) 提出方法 電子メール（※ 電子メール送信後、確認の電話を提出期限内に行ってください。）
- (4) 回答日等 令和元年12月13日（金）までに電子メールにより回答します。

5 提案書の内容

- (1) 提案書は、別添の所定の様式（横浜市水道局委託に関するプロポーザル実施取扱要綱第5号様式を鑑とし、本要領第2～7号様式を添付）に基づき作成するものとします。
- (2) 用紙の大きさは原則A4判縦とします。
- (3) 提案については、次の項目に関する提案を所定の様式に記載してください。

ア 本業務の実施方針及び実施計画（本要領第2号様式）

業務説明資料に記載の業務目的を踏まえた本業務の全体的な実施方針、並びに実施計画を記載してください。

イ 本業務に関する具体的提案（本要領第3号様式）

本業務の実施にあたって、①本業務遂行上の重要事項や留意事項の抽出と解決策に関する提案、②事業実施上の重要事項や留意事項の抽出と解決策に関する提案、③民間事業者が有する優れた技術力やノウハウを引き出す提案を記載してください。

ウ 本業務の実施体制（本要領第4号様式）

本業務の実施体制等を記載してください。

なお、「会社としての取組体制」の欄には、業務進捗等に応じた、会社としての配置予定者を支える体制を記載してください。

エ 配置予定者の経歴等（本要領第5号様式）

全配置予定者の経歴等を記載してください。

なお、業務経歴等は、本業務に関連のない経歴も含めて記載してください。

オ 配置予定者の同種・類似業務実績（本要領第6号様式）

全配置予定者の本業務と同種又は類似する、平成16年4月1日以降に完了した業務実績等を記載してください。

なお、同種・類似業務とは、配置予定者が担当した官公庁又は一部事務組合発注の上水道、下水道、その他これに類似する施設の新設、増設又は改造における発注支援業務（例：PFI、DBO、DB等に関わるアドバイザー）です。実績が複数ある場合については、罫線枠を自由に拡大・縮小して構いません。

カ ワークライフバランスに関する取組（本要領第7号様式）

届出または認定の有無を記載してください。

なお、届出または認定が確認できる書類等の写しを様式の枠内に貼り付けてください。

(4) 配置予定者の条件は以下のとおりです。

ア 単体企業の場合

- (ア) 責任者として管理技術者及び照査技術者、並びに担当者として担当技術者を配置しなければならない。
- (イ) 管理技術者又は照査技術者又は1名以上の担当技術者は、技術士のうち、【上水道及び工業用水道】の資格を有していなければならない。
- (ウ) 管理技術者及び照査技術者は、官公庁又は一部事務組合発注の上水道、下水道、その他これに類似する施設の新設、増設又は改造において、発注者支援業務（例：PFI、DBO、DB等に関わるアドバイザー）の業務実績を有していなければならない。
- (エ) 管理技術者又は照査技術者又は1名以上の担当技術者は、シールド工法による水道施設の設計に精通し、相当の経験を有していなければならない。（相当の経験とは、シールド工法による水道施設の基本設計又は詳細設計の業務実績をいう。）
- (オ) 管理技術者、照査技術者、並びに担当技術者は、それぞれ兼任してはならない。
- (カ) 受託者は提案書提出時、これら技術者の上記(イ)から(エ)を証明する書類を委託者に提出しなければならない。
- (キ) 受託者は提案書提出時、管理技術者及び照査技術者が社と恒常的かつ直接的な雇用関係にあることを証明する書類を委託者に提出しなければならない。

イ 特定共同企業体の場合

- (ア) ア(ア)から(キ)を満たさなければならない。
 - (イ) 管理技術者は、代表たる構成員に所属していなければならない。
 - (ウ) 照査技術者は、代表たる構成員又はその他の構成員に所属していなければならない。
 - (エ) 担当技術者のうち1名以上は、その他の構成員に所属していなければならない。
- (5) 提案書の作成にあたっては、次の事項に留意してください。

ア 提案は、考え方を文書で簡潔に記述してください。

イ 文書を補完するためのイメージ図・イラスト等の使用は最小限としてください。

ウ 本文の文字は10ポイント程度以上（図表等は除く）の大きさとし、各提案書類は、所定の様式に収まる範囲で記述してください。

エ 多色刷りは可としますが、モノクロ複写をしますので、見易さに配慮をお願いします。

6 評価基準

提案書評価基準のとおりに従ってください。

7 提案書の提出

(1) 提案書の提出

ア 提出部数 2部（正1部、複写用1部）

イ 提出期間 令和元年12月13日（金）から12月23日（月） 午後5時まで（必着）

ウ 提出先 3(1)イと同じ

エ 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は書留郵便とし、期限までに到着するように発送してください。）

（注意） ・提出期限を過ぎた場合は受け付けません。ただし、郵送の場合で配達業者の事

由により到着が遅れた場合は、その証明をもって受け付けます。

- ・ 郵送の場合は、発送後に必ず提出先まで電話連絡を行ってください。
- ・ 持参の場合は、平日午前9時から正午、あるいは午後1時から午後5時の間に提出先にて受け付けます。

オ その他 提案書提出時に参考見積書を提出してください。また、提案書一式の電子データ（PDF形式、押印不要）を格納したCD-R 1枚を併せて提出してください。概算業務価格（上限）は、23,000,000円（税込）です。

(2) その他

- ア 所定の様式以外の書類については受理しません。
- イ プロポーザルの提出後、横浜市水道局の判断により補足資料の提出を求められることがあります。
- ウ 提出された書類及び電子データは、返却しません。
- エ プロポーザルに記載した配置予定の責任者及び担当者は、病気、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することはできません。
- オ プロポーザルの提出は、1者につき1案のみとします。
- カ 提案内容の変更は認められません。

8 プロポーザルに関するヒアリング

次により提案内容に関するヒアリングを行います。

- (1) 実施日時 令和2年1月10日（金）（予定）
- (2) 実施場所 横浜市中区山下町23番地 日土地山下町ビル（予定）
- (3) 出席者 責任者又は担当者を含む3名以内としてください。
- (4) その他 実施日時及び実施場所は変更する場合があります。時間等を含めた詳細は、提案書提出者に対し別途お知らせします。

9 プロポーザルに関わる審議

本プロポーザルの実施及び特定等に関する評価は、次に示す委員会で行います。

名 称	横浜市水道局第二物品供給等一般競争入札参加資格審査等委員会	(仮称) 相模湖系導水路（川井接合井から西谷浄水場）改良事業に伴うDBアドバイザー業務委託に関するプロポーザル評価委員会
所掌事務	プロポーザルの実施、受託候補者の特定に関すること	プロポーザルの評価に関すること
委 員	横浜市水道局 経営部経理課長、事業推進部資産活用課長、給水サービス部サービス推進課長、給水サービス部給水維持課長、配水部配水課長、施設部計画課長、浄水部浄水課長、施設部技術監理課長、経営部経理課契約係長	横浜市水道局 経営部経営企画課長、経営部経理課長、配水部配水課長、浄水部浄水課長、浄水部設備課長、浄水部西谷浄水場長、施設部計画課長、施設部担当課長（西谷浄水場再整備担当）、施設部建設課長

10 その他

(1) プロポーザルに関わる費用負担

提案書の作成及び提出等に関わる費用は、貴社の負担とします。

(2) 無効となるプロポーザル

- ア 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- イ 提案書提出時点で配置予定者が第5項第4号を満たさないもの
- ウ 提案書作成要領に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- エ 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- オ 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- カ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
- キ 虚偽の内容が記載されているもの
- ク 参考見積書の価格が概算業務価格（上限）を超えるもの
- ケ 本プロポーザルに関して委員会委員との接触があった者
- コ ヒアリングに出席しなかった者

(3) 特定・非特定の通知

提案書を提出した者のうち、受託候補者として特定した者及び特定されなかった者に対して、その旨及びその理由を結果通知書により通知します。また、結果（すべての提案者名及び受託候補者名並びに次順位者名）については、横浜市水道局ホームページにて公表します。

受託候補者として特定されなかった旨の通知を受けた提案者は、書面により特定されなかった理由の説明を求めることができます。

なお、書面は横浜市水道局が通知を発送した日の翌日起算で、横浜市水道局閉庁日を除く5日後の午後5時までに提案書提出先まで提出しなければなりません。

横浜市水道局は上記の書面を受領した日の翌日起算で、横浜市水道局閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答します。

(4) 手続において使用する言語及び通貨

- ア 言語 日本語
- イ 通貨 日本国通貨

(5) 契約書作成の要否

要する。

(6) プロポーザルの取扱い

ア 提出された提案書は、本プロポーザルの実施に関わる事務以外に提出者に無断で使用しないものとします。

イ 提出された提案書は、公正性、透明性を期すために、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）」等関連規定に基づき公開することがあります。

ウ 提出された書類は、受託候補者の特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがあります。

エ プロポーザルの実施のために横浜市水道局において作成された資料は、横浜市水道局の了解なく公表、使用することはできません。

(7) その他

- ア 提出書類に虚偽の記載をした場合は、プロポーザルを無効とするとともに虚偽の記載をした者に対して、横浜市各局の業者選定委員会において特定を見合わせる場合があります。
- イ 本市における施策の転換等、やむを得ない事由により、予定業務の発注が行われない場合は、業務を受注できない場合があります。
- ウ プロポーザルは受託候補者の特定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。
- エ 特定されたプロポーザルを提出した提案者とは、後日、特定されたプロポーザル等に基づき、横浜市水道局の決定した予定価格の範囲内で業務委託契約を締結します。
なお、業務委託条件・仕様等は、契約段階において若干の修正を行うことがあります。
- オ 参加意向申出書（横浜市水道局委託に関するプロポーザル実施取扱要綱第1号様式）の提出期限以後、受託候補者の特定の日までの手続期間中に指名停止となった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとします。また、受託候補者として特定されている場合は、次順位の者と手続を行います。
- カ 本業務の受注者及びこれに外部協力した者は、本改良事業の公募に対し、参加企業、参加企業グループの一員または協力会社となることはできません。また、本業務の受注者及びこれに外部協力した者と、資本及び人事面等において関連を有すると認められる者についても同様とします。